

平成21年日本マンション学会北海道支部総会

平成21年3月23日(月) 18:00~19:00

北海道大学 工学部 A102室

次 第

1. 開会のあいさつ

2. 総会定足数確認

3. 議長選出

4. 議事録署名人選出

5. 議事

第1号議案 平成20年事業報告、収支決算承認の件

第2号議案 平成21年事業計画、収支予算承認の件

6. その他

7. 閉 会

第 1 号議案 事業報告、収支決算

平成 20 年事業報告

1. 北海道支部においては、北海道のマンションに関する情報・データ収集、情報交換を各会員間において継続的に行っているほか、平成 20 年 9 月 29 日（月）、平成 20 年 12 月 22 日（月）に支部会員による勉強会（テーマ：配水管等設備更新における組合の合意形成及び技術的な問題について、等）を開催した。
2. 対外的な活動としては、特定非営利活動法人 北海道マンション管理士会が主催するマンション管理セミナー（平成 20 年 9 月 28 日開催）の後援を行った。また、特定非営利活動法人 北海道マンション管理士会が主催する研修会に講師を務め、交流を図った。

平成 20 年収支決算

【収 入】

費 目	金額（円）
支部交付金	40,000 円
合 計	40,000 円

【支 出】

費 目	金額（円）
郵送費・総会案内はがき作成（往復はがき 31 枚）	3,100 円
合 計	3,100 円
当期収支差額	36,900 円
時期繰越額	36,900 円

監 査 報 告 書

平成 21 年 3 月 18 日

日本マンション学会北海道支部
支部長 羽山 広文 様

日本マンション学会北海道支部
監 事 中田 繁一

日本マンション学会北海道支部規程第 21 条に基づき、平成 20 年収支決算書について、関係帳簿を基に監査いたしました。

いずれも適正に処理されていることを認め、ここに報告します。

第2号議案 事業計画、収支予算承認の件

平成21年事業計画

1. 北海道支部の2009年度の活動については、マンションの管理や長寿命化、居住者コミュニティ等で北海道特有の問題・課題を洗い出し、学会独自の問題提起につなげるべく、引き続きマンションに関する情報・データの収集を続けるほか、支部会員による勉強会を2～3ヵ月ごとに継続的に行い、その問題提起や提言について小冊子等対外的に発信できるかたちにまとめる。
2. また、マンション管理士会等他団体や北海道、札幌市等行政機関との連携を図れるよう情報交換も随時行っていく。

平成21年収支予算

【収入】

費目	金額(円)
支部交付金(平成20年)	40,000円
合計	40,000円

【支出】

費目	金額(円)
郵送費等(総会案内等)	5,000円
事務作業・事務用品費 (勉強会資料・データ収集・小冊子作成等)	20,000円
会場費(勉強会等)	15,000円
合計	40,000円

前期繰越額	110,900円
次期繰越額	110,900円

日本マンション学会 北海道支部 規程

(名称)

第1条 この支部は日本マンション学会北海道支部(以下本支部)という。

(事務所)

第2条 本支部の事務所は北海道大学大学院工学研究科 **建築環境学研究室**に置く。

(支部の地域と構成)

第3条 本支部の地域は次の通りであって、この地域に勤務または在住する日本マンション学会の会員をもって構成する。

北海道

2 上記地域以外の日本マンション学会会員は、幹事会の承認を得て本支部の会員となることができる。

第4条 本支部は日本マンション学会会則第5条に列記する事業準拠して必要な事業を行う。

(支部役員)

第5条 本支部には次の支部役員を置く。

支部長 1名
副支部長 2名
幹事 若干名
監事 1名

2 本支部に顧問を置くことができる。

(支部役員を選任)

第6条 前条に定める支部役員は支部総会で支部会員の中から選任する。

第7条 支部長は支部を代表し、会務を掌握し、支部総会及び幹事会の議長を務める。

2 副支部長は支部長を補佐し、支部長に事故ある時はその職務を代行する。
3 幹事は本支部の会務を議決し処理する。
4 監事は会計を監査し、その結果を翌会計年度に属する総会において報告する。

(支部役員の任期)

第8条 支部役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

2 補欠により専任された支部役員の任期は前任者の残任期間とする。

(支部役員を選任)

第9条 支部役員が欠けたときは第6条の規定に準じて当該役員を選任する。

(支部総会)

第10条 本支部の通常総会は毎年1回、会計年度終了後3ヶ月以内に支部長が招集して開催する。

第11条 本支部の総会は、この規程で別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

(1) 事業計画および収支予算に関する事項
(2) 事業報告、収支決算及び財産目録に関する事項
(3) その他幹事会で必要と認められた事項
(支部総会の定足数・議決)

第12条 本支部の総会は、支部所属の正会員数の5分の1以上が出席しなければ、その議事を開き議決することはできない。

(幹事会)

第 13 条 本支部の幹事会は支部長、副支部長、幹事をもって構成する。

2 本支部の幹事会は支部長が招集して開催する。

(幹事会の議決事項)

第 14 条 本支部の幹事会は、この規程で定める事項のほか、支部総会に提出する議案及びその他本支部の会務運営に関する事項を議決する。

(幹事会の議決)

第 15 条 本支部の幹事会の議事は、出席幹事(支部長、副支部長含む)の過半数で決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

第 16 条 本支部が会務の運営ならびに第 4 条の目的達成のために必要があるときは委員会を設置することができる。

2 委員会の設置は幹事会の議決によって行い、支部長が委員を委嘱する。

3 委員会の廃止、および委員の解職は前項の規定に準じて行う。

(研究会の設置)

第 17 条 本支部が第 4 条の目的達成のために必要があるときは研究会を設置することができる。

2 研究会の設置は幹事会の議決によって行い、支部長が委員を委嘱する。

3 研究会の廃止、および委員の解職は前項の規定に準じて行う。

(支部の経費と経理)

第 18 条 本支部の経費は本会からの補助金、事業から生ずる収入および寄付金をもって支弁する。

(会計年度)

第 19 条 本支部の会計年度は毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までとする。

(予算の作成と承認)

第 20 条 本支部の予算は支部長が作成し、幹事会の議決を経て支部総会の承認によって決する。

(決算の作成と承認)

第 21 条 本支部の収支決算は支部長が作成し、事業報告及び監事の監査報告とともに幹事会の議決を経て総会の承認を受けなければならない。

第 22 条 この規程を変更しようとするときは、支部総会において出席支部所属正会員の 3 分の 2 以上の議決を得なければならない。

(解散)

第 23 条 本支部を解散しようとするときには、支部総会において出席支部所属正会員の 4 分の 3 以上の議決を得なければならない。

(細則)

第 24 条 この規程の施行について必要な細則は、幹事会の議決を経て別に定める。

(附則)

この規程は、本支部設立総会の議決および日本マンション学会理事会の承認を得たときから施行する。